

議案第 27 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年山陽小野田市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第 1 条中「個人番号の利用」の次に「及び法第 19 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 5 条 法第 19 条第 9 号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる情報照会機関が、同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の

提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活に困窮する外

		国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
--	--	---------------------------------

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成29年5月30日から施行する。

議案第27号参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表
(第1条関係)

改正後	改正前
<p data-bbox="293 475 1066 608">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び<u>特定個人情報</u>の提供に関する条例</p> <p data-bbox="250 624 342 659">(趣旨)</p> <p data-bbox="199 675 1066 898">第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="250 970 566 1005"><u>(特定個人情報の提供)</u></p> <p data-bbox="199 1021 1066 1342">第5条 <u>法第19条第9号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p>	<p data-bbox="1189 475 1962 608">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</p> <p data-bbox="1146 624 1238 659">(趣旨)</p> <p data-bbox="1095 675 1962 850">第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第6条 (略)

第5条 (略)

別表第3 (第5条関係)

<u>情報照会 機関</u>	<u>事務</u>	<u>情報提供 機関</u>	<u>特定個人情報</u>
1 <u>教育 委員会</u>	<u>学校保健安全 法(昭和33年 法律第56号) による医療に 要する費用に ついての援助 に関する事務 であって規則 で定めるもの</u>	<u>市長</u>	<u>生活保護関係情 報であって規則 で定めるもの</u>
			<u>地方税関係情報 であって規則で 定めるもの</u>
			<u>住民票関係情報 であって規則で 定めるもの</u>
			<u>生活に困窮する 外国人に対する 生活保護の措置 に関する情報で あって規則で定 めるもの</u>

2 教育 委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
3 教育 委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>住民票関係情報</u>

		<u>であって規則で定めるもの</u>
		<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第9号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第9号</u>の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>